

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導等サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所（薬局）が
に説明すべき重要事項は次の通りです。

●● ●● 様

1. 事業者概要

本社	株式会社アルプ
本社の所在地	石川県金沢市近岡町309番地
代表者名	代表取締役 古賀 美純
電話番号	076-237-3303

事業者名称	アルプ薬局 ●● 店 (●● 県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	●● 県 ●● 市 ●●
指定番号	●● 県指定 ●● 号
代表者名	株式会社アルプ 代表取締役 古賀 美純
電話番号	●●

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	要介護状態や要支援状態にあり、主治医等が薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、適正な管理指導等を提供することを目的とします。
運営方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。
薬について不明な点や心配な点があれば、薬剤師にご遠慮なく質問・相談ください。

サービスの実施日時

【通常対応】	曜日	時間
	●●	●● ~ ●●
	●●	●● ~ ●●
	●●	●● ~ ●●
※但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）、夏季（8月15日）を除きます。		
【緊急時対応】	上記サービスの実施日時のほか、緊急時の体制として携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています	

4. 職員等の体制、担当薬剤師

(担当薬剤師)	常勤 ●● (主担当) ●●
	非常勤 ●●
	●●
(事務員)	●●
(責任者)	●●

- ①薬剤師は常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②担当薬剤師が異動、退職するなどの正当な理由がある場合、担当薬剤師を変更することがあります。

5. 事故発生時、緊急時等における対応方法

必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

6. 利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費	(単一建物居住者1人) ※	1割負担	518円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)
		2割負担	1036円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)
		3割負担	1554円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)

※自宅等で算定対象となる利用者が2名以上いる場合も含みます。

※老人ホーム等で算定対象となる利用者が戸数の10%以下の場合、または建物の戸数が20戸未満で利用者が2名以下の場合も含みます。

(単一建物居住者2～9人)	1割負担	379円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)
	2割負担	758円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)
	3割負担	1137円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)
(単一建物居住者10人以上)	1割負担	342円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)
	2割負担	684円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)
	3割負担	1026円／回	・・・	月4回まで(6日以上の間隔)

ただし、ガン末期、中心静脈栄養を受けている患者、注射による麻薬の投与を受けている患者の場合は、月8回まで

(週2回)

情報通信機器を用いたオンライン服薬指導を行った場合は、1割負担46円／回、2割負担92円／回、3割負担138円／回

(月4回まで)

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき	1割負担100円 (①に加算)
	2割負担200円 (①に加算)
	3割負担300円 (①に加算)

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は介護保険制度の規定に基づき算定しています。介護保険制度が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

※厚生労働大臣が定める離島や中山間地域等に対するサービス提供に関しては、

利用料金1回につき以下の割合が料金に加算されます。

特別地域加算	・・・15%
中山間地域等における小規模事業所加算	・・・10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	・・・5%

7. 苦情申し立て窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

電話番号： ●●

担当者名： ●●